議案提出

三月九日内閣から次の議案が提出された。

社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一〇号）

航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一一号）

特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一二号）

国際再生可能エネルギー機関憲章の締結について承認を求めるの件（閣条第一三号）

議案受領（予備審査）

三月九日内閣から次の議案が送付された。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）

金融商品取引法等の一部を改正する法律案（閣法第四四号）

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案（閣法第四五号）

答弁書受領

三月九日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員草川昭三提出間質性膀胱炎に関する質問に対する答弁書（第三五号）

参議院議員加藤修一提出稀少な水資源にかかる水源林など国土資源保全のための戦略的取り組みに関する質問に対する答弁書（第三六号）

参議院議員小池晃提出出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度に関する質問に対する答弁書（第三七号）

報告書提出

三月九日委員長から次の報告書を提出した。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案（衆第三号）審査報告書

報告書受領

三月九日内閣から、国有林野事業の改革のための特別措置法第十七条の規定に基づく平成二十年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第三十一条の規定に基づく平成二十年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十一年度第三・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十一年度第三・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

人事異動

法務省

（神戸地方検察庁交通部長）検事　西浦　廣明

大阪高等検察庁検事に配置換する

（大阪高等検察庁検事）同　甲斐　孝雄

神戸地方検察庁検事に配置換する

神戸地方検察庁交通部長を命ずる（以上三月四日）

最高裁判所

神戸地方裁判所判事兼神戸家庭裁判所判事　岡原　剛

高松家庭裁判所判事に補する

高松家庭裁判所長を命ずる

大阪高等裁判所判事　森　宏司

神戸地方裁判所判事に補する

神戸地方裁判所尼崎支部勤務を命ずる

神戸地方裁判所尼崎支部長を命ずる

兼ねて神戸家庭裁判所判事に補する

神戸家庭裁判所尼崎支部勤務を命ずる

神戸家庭裁判所尼崎支部長を命ずる

簡易裁判所判事　森　宏司

尼崎簡易裁判所判事に補する

尼崎簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上三月六日）

○定年退官

高等裁判所長官林醇及び判事豊永多門は三月五日限り定年退官

皇室事項

認証官任命式

三月八日午後六時三十分、宮中において、高等裁判所長官富**越**和厚の認証官任命式が行われた。

御答信

天皇陛下から一月二十五日オーストラリア国総督閣下へ発せられた御祝電に対し、二月二十五日御答信があった。

御答電

天皇皇后両陛下から二月十九日ノルウェー国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、三月三日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成22年3月11日

関東地方整備局長　菊川　滋

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
①一般国道17号	埼玉県さいたま市西区宮前町1891番1地先から埼玉県上尾市小敷谷字儘上733番1地先まで
②一般国道17号	埼玉県桶川市大字川田谷字稲荷2886番3地先から埼玉県北本市石戸宿一丁目2140番1地先まで
③一般国道18号	長野県上田市小泉字前沢2761番から長野県埴科郡坂城町大字南条字外川原7787番7まで

2　指定する期日　平成22年4月1日

3　通行方法　１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な危険距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上、（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の板等に黄色の反射性を有する他反射塗装その他反射材料で「車高」、「車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成22年3月11日

関東地方整備局長　菊川　滋

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
①一般国道17号	埼玉県さいたま市西区宮前町1891番1地先から埼玉県上尾市小敷谷字儘上733番1地先まで
②一般国道17号	埼玉県桶川市大字川田谷字稲荷2886番3地先から埼玉県北本市石戸宿一丁目2140番1地先まで
③一般国道18号	長野県上田市小泉字前沢2761番から長野県埴科郡坂城町大字南条字外川原7787番7まで

2　指定する期日　平成22年4月1日